

ラオス民法典起草におけるドナー調整事例の紹介

JICAラオス法の支配発展促進プロジェクト長期派遣専門家

弁護士 入江克典

世界銀行グループの国際金融公社（International Finance Corporation, 以下「IFC」という。）は、日本が支援してきたラオス民法典の起草において、2017年ころより継続的に草案の改訂を提案するようになった¹。IFCは、ラオス民法典起草委員会（以下「起草委員会」という。）に対し、IFC提案による民法典草案（主として担保に関する規定）を採用すべきである、さもなければ、世界銀行が公表するビジネス環境ランキング（Doing Business²）のスコアが下落することになる、とした。筆者が認識する限り、法整備支援の現場において、このようなドナーの関与は、他に類を見ない。

そこで、本稿は、IFCによるラオス民法典起草への関与と、これに対し起草委員会及び日本側が取った対応を記録に留めるとともに、起草支援の現場において生じたドナー調整に関する一事例を紹介することを目的とする³。

第1 IFCによるラオス民法典草案の改訂提案

1 IFC関与の経緯

筆者が認識する限り、IFCがラオス民法典草案に正式に関与したのは2017年5月が初めてである⁴。IFCは、自ら支援する倒産手続改革及び「企業倒産法」（1994年10月14日、第6号/国会）改正の観点から、民法典における担保規定は倒産手続に整合させるべきであると要求した。もともと、民法典草案は既に国民議会（第8回）に提出されており、審議（第3回通常審議）を待つ状態であったため、IFC提案を受けての改訂作業は実施されなかった。

その後、民法典草案が同審議において不承認となると、IFCは、2017年10月16日・17日の2日間、ビエンチャンに2名のIFC専門家⁵を招聘し、起草委員会

¹ 日本によるラオス民法典の起草支援については、入江克典「ラオス民法典の概要（総論）」ICDNEWS79号（2019年6月）29頁以下

² 2019年10月24日に公表されたDoing Business 2020では、ラオスは190カ国中154位だった。2019年も同じく154位、2018年は134位、2017年は139位と近年順位を下げている。

世界銀行 Doing Business のウェブサイト（ラオス）：

https://www.doingbusiness.org/en/data/exploreeconomies/lao-pdr#DB_gc

³ なお、カンボジアにおける民法典等起草に際してのドナー間調整について、独立行政法人国際協力機構産業開発・公共政策部『プロジェクト研究（カンボジアにおける法整備支援の軌跡—民法・民事訴訟法等起草支援の経緯と方法論—）』39頁以下（2012年1月）参照。

⁴ IFCは、ラオス司法省に対し、2017年5月2日付「World Bank Group Insolvency Expert's Comments on the draft Civil Code」と題する文書を提示した。

⁵ IFC専門家は、Secured Lending Advisor and Consultant（アメリカより招聘）及びLead Financial Sector Specialist, and Financial Infrastructure Lead, East Asia and Pacific（ホーチミンより招聘）。本稿の事例でIFC専門家として関与したのは全てこの2名である。

に対するセミナーを実施した。両専門家からは、「モダンな」担保法、動産担保を利用した金融制度等の説明に加えて、民法典草案の規定に対する具体的な修正要求があった。

続いて、2018年4月5日、IFCは、民法典草案が前述のセミナーでの要求どおりに改訂されていないことを確認すると、TV会議システムを通じ、草案に対してコメントを行った。この会議の際、IFC専門家より、民法典草案の規定如何によりDoing Business に対して影響が生ずる旨が示された。同年10月4日にも、再度TV会議が行われ、従前の提案が反映されていない旨専門家より指摘があった。

さらに、同年11月9日、IFCは、約一年ぶりに専門家をビエンチャンに招聘してセミナーを実施した。この時点で、民法典草案は既に国民議会（第8回）に提出され、審議（第6回通常審議）を待つ状態であったが、IFCは、ベトナム司法省より専門家を招き、ベトナムの担保法制の概要、登記制度の運用等を紹介することを通じ⁶、また、専門家が従前の提案を繰り返し述べることを通じて、司法省及び起草委員会に対して草案の再考を要求した。以上を踏まえて、起草委員会は、同月13日、IFC提案を検討するため最後の草案検討会議を実施した⁷。

2 IFC提案概要

IFCは、自らが導入支援した「動産担保登録システム（Registry Office for Security Interests in Movable Property）」⁸の活用のため、登録による統一的な動産担保制度の導入を民法典草案に対して求めている。ビジネスでの利用を念頭に、動産担保取引を活性化させるためには、取引の透明性を向上させる必要があるという。

この点、IFCが起草支援した「担保取引法実施に関する首相令」（2011年6月20日、第178号／首相）は、上記システムの登録により、権利を含む全ての動産の担保設定を可能としている。したがって、IFCは、民法典においても同首相令と同様の制度設計がされることを望んでいる。

そして、IFCは、現行「担保取引法」（2005年5月20日、第6号／国会）及び同首相令が廃止され、民法典草案が施行された場合、動産担保取引が機能せずラオス経済に悪影響を与えるとし、Doing Business の指標の一つを構成する Strength of Legal Right のスコアが6ポイント（2017年）からゼロになると指摘して、その

⁶ ベトナムからの専門家は、ベトナム司法省民事経済局副局長（当時。本稿執筆現在〔2019年10月末〕は、同省国家担保取引登録局副局長）であった。なお、ベトナムにおいても、IFCの支援により、2002年ころより、司法省担保取引登録局に動産の担保登録システムが導入されている（2016年JICA調査団による調査）。

⁷ なお、本文記載のもののほか、2017年11月14日に、IFC主催にて登記セミナーが開催され起草委員会が招待されたが、民法典草案に対する言及はなかった。また、2018年8月17日に、IFCのスタッフに対し民法典草案改訂の現状について説明する機会があったが、IFCからの民法典草案に対する提案はなかった。

⁸ 利用登録した会員のみが閲覧可能、公示性に乏しいなどのシステムの問題点については、入江克典「ラオス民法典の概要（各論）」ICD NEWS 80号（2019年9月）66頁。財務省内の動産担保登録システムのウェブサイト：http://www.mof.gov.la/str/en_index.html

結果、Doing Business のスコアも下落することとなる⁹、とした。

なお、ラオス政府は、2018年2月、「ラオスのビジネス規則やフォローアップ体制の改善に関する首相令」(第2号/首相)を發布し、ラオスの投資環境の迅速な改善を関係省庁に命じるとともに、Doing Business にも言及しラオスのランキング向上を目指している¹⁰。IFCの提案は、ラオス政府のこのような状況にかんがみでのものであったと思われる。

3 IFC提案の詳細

(1) IFCによる民法典草案の改訂案¹¹

IFCは、概要表1のとおり案A、案B及び案Cの3つの改訂案を提示した。

(表1) IFCによるラオス民法典草案に対する改訂提案

案A	<p>民法典草案担保編及びこれに準ずる担保の規定(割賦販売契約、サオスー契約¹²及び買戻特約付売買契約)を維持する場合、現行担保取引法のうち動産及び権利に対する担保の規定を廃止しない。具体的には以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 民法典草案を採用し、現行担保取引法のうち不動産担保及び保証に関する条項のみを廃止する。2. 民法典草案を以下のとおり改める。<ol style="list-style-type: none">a. 動産質、権利質及び動産抵当について登録順による優先関係の規律を明示する。b. 割賦販売契約、サオスー契約及び買戻特約付売買契約の売主の権利について、動産担保登録の設定を可能にし、登録順による優先関係の規律を明示する。3. 現行担保取引法と施行令を廃止し新法を制定するか、現行担保取引法及び施行令を改正し不動産担保と保証に関する条項を削除する。いずれの場合も、新法または改正法には以下の特徴を有しなければならない。<ol style="list-style-type: none">a. 担保物に具体的な記載を要求しない担保権を認める(1ポイント)。b. 担保権の範囲を、将来または事後に取得する動産、加えて当該動産の収益、産出物及び代替物にまで認める(1ポイント)。c. 被担保債権についての一般的な記載を認め、また財産負担の極度額に関する担保条項を含むことを認める(1ポイント)。
----	--

⁹ Doing Business は、Starting a business, Getting Credit, Paying Tax, Trading across borders など11の項目の総合評価により決定される。そのうちの1つである Getting Credit の中に4つの指標があり、そのうちの1つが Strength of Legal Right である。ラオスにおける Strength of Legal Right の推移をみると、2014年に2ポイントから6ポイントに上昇し、その後6ポイントを維持している。なお、日本は2013年から2020年まで5ポイントを維持しておりラオスより低い(世界銀行 Doing Business のデータベース(ラオス): https://data.worldbank.org/indicator/IC.LGL.CRED.XQ?locations=LA&name_desc=false)

¹⁰ JETROによる記事参照: <https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/06/d756e6b6b3a589c5.html>

¹¹ 2018年4月5日会議(本文第1,1参照)にてIFCより提示された「NOTE ON THE SUPERSESION OF THE LAW ON SECURED TRANSACTION BY THE CIVIL CODE」及びその他のIFCからのコメントに基づき、筆者にて整理している。

¹² サオスー契約(414条以下)については、入江・前掲注8(87頁)参照。

	<p>d. 税金、労働債権等の担保権は動産担保登録簿に公示登録されていないことから、これらの担保権への支払以前に担保登録があればこれを優先させる規定を設ける（2ポイント）。</p> <p>加えて、新法または改正法は、質（pledge）ではなく、標準的な担保取引に関する用語を使用する。</p>
案B	<p>民法典草案のうち、動産と権利に関する担保の規定及びサオスー契約等に関する規定を削除し、これらに関する担保取引法の条項を残す。</p> <p>具体的には以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 民法典草案担保編に関し動産及び権利に関する適用を排除する。 2. サオスー契約及び買戻特約付売買契約につき削除する。 3. 割賦販売契約につき案A. 2. bと同様に修正する。 4. 「債権者の変更」に関し「契約に基づく」債権の譲渡との限定を削除。 5. 案A. 3のとおり、担保取引法等を廃止し新法を制定する。
案C	<p>現行担保取引法及び民法典草案担保編に規定する動産質、権利質、動産抵当及びこれと同様の機能を有するサオスー契約などに替わって、より近代的な担保取引法とする。例えば、統一的なルールにより担保と同様の機能を有する制度を取り扱うこと、占有、支配及び公示登録による第三者に対する効力を規定すること、包括的な優先スキーム、電子公示登録の承認、裁判内外の手段による迅速な執行を許容することなどを取り込む。</p> <p>具体的には以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 民法典を採用し、現行担保取引法は全体として廃止。 2. 以下の3つの章からなる民法典担保編に改訂する。 <ol style="list-style-type: none"> a. 新しい第1章として質と抵当を含む不動産担保に関する条項を規定する。 b. 新しい第2章として、近代的な担保取引の仕組みとして、全ての動産担保を統一的なルールの下に取り扱う。当事者の合意に基づく担保権の容易な設定のための条項、法律による担保及び契約による担保いずれにも適用され最初に公示したものが最優先であるという一般原則と政策に基づき認められた例外を規定した包括的な優先スキーム、インターネットによりアクセス可能な集中型担保登録、多くの場合において裁判外の手段によることを認める迅速な執行手続に関する規定を含む。 c. 新しい第3章として保証に関して規定する。 3. 動産担保と同様の機能を有する民法典規定の他の規定（割賦販売契約、サオスー契約、買戻特約付売買契約、賃貸借契約¹³）について削除する。 4. 案B. 4のとおり、「債権者の変更」に関する修正を提案。

(2) IFCによる提案の説明、理由等

ア 法律による担保（先取特権、519条¹⁴）への支払以前に動産担保登録があれば

¹³ 2018年10月16日・17日セミナー（本文第1, 1参照）でのIFC専門家の説明によれば、賃貸借契約（434条）については賃借人の権利に関して透明性を確保すべきという趣旨とのこと。

¹⁴ 本稿記載の条文番号は、ラオス民法典（2018年12月6日成立版）のものを指す。

これを優先させる点（案A. 3. d）、または先取特権にも動産担保登録を要求する点（案C. 2. b）

I F Cは、動産担保登録システムの利用促進のため、登録の絶対的な効力を認めるような制度設計を望んでいる。その一つとして、動産担保登録を経していない先取特権等が、動産担保登録を経た金融債権に対し優先弁済を受けるのは不当であると述べ、先取特権への支払以前に動産担保登録があればこれを優先させるべきであると主張する¹⁵。I F Cは、この点が認められない場合は、Strength of Legal Right が2ポイント減ずることを明らかにしたうえで改訂を求めている。

イ 動産及び権利に関する担保の規定に関する修正を求める点（案B. 1）

I F Cは、動産及び権利に対する担保の適用範囲が限定されると、これらを利用した金融ビジネス取引が阻害されるとし、占有担保である動産質（528条以下）の廃止、書類による質（533条）の廃止、動産担保について所有権登記にある動産に限定しないこと（553条5号参照）、権利担保（権利質、540条以下）について売掛金等書面化されていない権利に関し広く認めることなどを要求した。これは、I F Cが動産担保登録システム導入の前提として起草支援した前述の首相令（2011年6月20日）と同様の枠組みを民法典草案に対して求めたものである。

ウ 動産質、権利質及び動産抵当に関し優先関係を明確にすることを求める点（案A. 2. a）

I F Cは、質権の設定に関し（530条）、先行する抵当権の設定可能性について対処されていないと述べ、また、権利質に関しては（541条以下）、第三者との関係で透明性を確保すべきである旨述べる。

エ 担保に準ずる規定（割賦販売契約、サオスー契約及び買戻特約付売買契約）に関する削除・修正を求める点（案A. 2. b、案B. 2、案B. 3、案C. 3）

割賦販売契約（408条）、サオスー契約（414条）及び買戻特約付売買契約（427条）が担保に準じた機能を営むことにかんがみ、これらの契約の売主に動産担保登録を認め、透明性を確保し、第三者に対する優先的な効力を持つ旨規律すべきと述べる。

オ 担保物に具体的な記載を要求しないよう求める点（案A. 3. a）及び将来担保の設定を可能にするよう求める点（案A. 3. b）

I F Cは、522条（物の特徴の記載及び価額の換算）の規定に関し、担保物の価額に関する記載が要求されており、将来又は流動性のある担保の設定を阻害すべ

¹⁵ その根拠として、I F Cは、i) 先取特権等に先行して担保設定した債権者の担保制度に対する信頼が失われる、その結果、債権者は貸付を躊躇するようになり、金融アクセスが制限され、実施されるビジネスの量が連続的に減少する、これによりビジネス量の減少により国家の税収が減少する結果となるという。また、ii) 本来、先取特権等も公示されるべきである。これに後れる債権者は貸付を躊躇するようになるから先取特権等に対する債務履行が促進されることにもなる、と述べる。さらに、iii) 債権者は国家に対する義務者ではないのに、適正手続（すなわち担保登録のこと）を経っていない国家に劣後するのは不当であるなどとも述べている。

きでないと主張する。

カ 「債権者の変更」(債権譲渡, 401条) に関し債権の範囲の限定を削除するよう求める点(案B.4, 案C.4)

IFCは、債権譲渡の範囲を「契約に基づく債権」のみに限定することは担保物としての債権の利用を阻害するものであるとしたうえで、債権譲渡禁止条項を置くことに対しても再考を求めている。

(3) IFC提案による Strength of Legal Right の帰結

以上を前提に、IFCは、表2のとおり、Strength of Legal Right に関し、①IFC提案を容れることなく民法典草案を通せばゼロポイントとなる、②案Aをとるも、案A.3を満たさない場合(改正担保取引法または新法ができていない場合)は6ポイントとなる、③案A, 案B, 案Cのいずれかを採用した場合は11ポイントとなるとした。

(表2) IFC提案による Strength of Legal Right の帰結

	指 標 ¹⁶	2017年 ¹⁷	①	②	③
1	動産担保と同様の機能を有するものに対する設定、公示及び執行にまで拡張した、統合された担保取引の仕組みが存在するか。	1	0	1	1
2	法が、担保の具体的な記載を要求しない形で、動産に属する資産に対する非占有担保を事業(ビジネス)に許容しているか。	0	0	0	1
3	法が、担保の具体的な記載を要求しない形で、実質的に全ての資産に対する非占有担保を事業(ビジネス)に許容しているか。	1	0	1	1
4	担保権の範囲を将来また事後に取得する動産に拡大し、加えて当該資産の収益、産出物及び代替物にまで自動的に拡大することが可能か。	0	0	0	1
5	担保設定契約に際して義務及び債務に対する一般的な記載が認められるか、両当事者のあらゆる種類の義務及び債務が担保されるか、そして、担保設定契約が財産負担の極度額を規定するか。	0	0	0	1

¹⁶ 同指標については、前掲注2(世界銀行のホームページ)参照。日本語訳は筆者による。

¹⁷ 当時IFCが比較のために提示したのはDoing Business 2017のスコアであるが、Doing Business 2020までスコアに変化はない(前掲注9)。本稿執筆時点(2019年10月末)でラオス民法典は施行されていないが、施行後どのように変化するか注視する必要がある。

6	法人組織及び非法人組織の両者が利用でき、地理及び資産の種類によって統一され、債務者の氏名により検索可能な電子データベースを持つ担保登録簿が存在するか。	1	0	1	1
7	全ての（担保と）同様の機能を有するものが登録できる、通知による（notice-based）担保登録簿が存在するか。	1	0	1	1
8	全ての関心を有する第三者によりオンラインで登録、改訂、取消及び検索ができる、近代的な担保登録簿が存在するか。	1	0	1	1
9	倒産手続外で債務者が不履行となった場合、担保権者が優先弁済を受けられるか（例えば、租税債権や労働債権に先行して）。	0	0	0	1
10	事業が清算される際に担保権者が優先弁済を受けられるか（例えば、租税債権や労働債権に先行して）。	0	0	0	1
11	債務者が、裁判所が監督する再生手続に入った場合、担保権者は自動的に執行が停止されるか？法は、執行停止からの解放または時間制限を設定することによる明確な根拠の提示を通じて、担保権者の権利を保護するか ¹⁸ 。	0	0	0	0
12	法が、当事者に対し、担保設定に際して裁判所外の執行を許容しているか。法が、担保権者に対し、債務の満足を得るため資産を保持することに加えて、公的競売及び任意売却を通じて担保物を売却することを許容しているか。	1	0	1	1
	スコア合計	6	0	6	11 ¹⁹

第2 起草委員会及び日本による I F C 提案を踏まえた対応

1 起草委員会による対応

起草委員会は、2012年から約6年間をかけ、国会議員や実務家等からの幾度もわたる意見聴取を経ながら、ラオス社会に最も整合するように民法典草案を起草し

¹⁸ I F C は、指標 11 について、倒産法整備の問題であり民法典とは関係がないため、①、②及び③いずれのケースもゼロとすると述べる。

¹⁹ I F C は、指標 6 から 8 の評価について、現行担保法制下の動産担保登録システムが利用されることを前提とする旨指摘する。また、指標 9 及び 10 の評価について、労働債権の限定的な優先性は倒産手続内のみをもって現れるため、指標 9 のポイントが失われるものではないが、指標 10 については失われる可能性があるとして述べる。

てきたとの自負があった²⁰。そのため、起草作業の最終段階というところで草案の内容をドラスティックに変更することを求める I F C 提案に対し消極的であった。また、大陸法を基礎とするラオス法において I F C が提案する英米法的な担保制度は機能しない、とも考えられた。さらに、ラオス政府が **Doing Business** を重視していることを知りながら、民法典の内容如何でこれに影響を及ぼすとして改訂を迫る I F C のやり方に対し快く思わない者も多かった。一方で、民法典草案を国民議会で審議するためには政府の承諾が必要となる以上、民法典起草に際しても **Doing Business** を度外視するわけにはいかないうえ、世界銀行や I F C との関係性を考慮すべきであるという者も複数いた。以上の意見を踏まえて、起草委員会は、I F C 提案のうち採用できる部分については可能な限り採用しようという方針を取った。

2 日本による対応

- (1) 日本は、J I C A プロジェクト長期派遣専門家（筆者）が、起草委員会及び I F C の（認識している限り）全ての検討会議に出席した上²¹、民法アドバイザーグループ（民法 A G）内で対応方針を検討しながら進めた。全体として、I F C からの提案を一方向的に否定することはせず、ラオス側にとってあるべき担保制度を研究し、構築していく上での良い契機となるものと捉え、また、多様な声を反映させた民法典とするべく、これまでどおり、より良い民法典を目指してラオス側と共に考えていく姿勢を貫いた。他方、個別の条項に関して、I F C からの提案が適切ではないと思われるものについては、その旨コメントした。
- (2) 具体的には、起草委員会が、I F C との会合において、「民法典は、ビジネス取引だけでなく市民間の取引でも使われる」ことを強調し、I F C が考えるビジネス取引を念頭においた担保制度については「特別法や下位法令などで追って補うこともできる」と発言しているところ²²、日本側も、市民の便宜と金融機関等企業の利益の調和を図る観点から起草委員会の考えを支持した。すなわち、I F C は、企業等を中心としたビジネス取引の活性化のため登録による統一的な動産担保制度を導入することを目指しているが、民法典では、ビジネス目的以外の、一般市民による利用の便宜を考慮の外に置くことはできない。また、I F C 提案によれば、登録による透明性の確保の観点が強調されているが、一方で、一般市民の便宜や、動産質・書類による質が市民社会の金融取引に深く根付いている実態を看過することはでき

²⁰ 民法典起草過程における意見聴取の経緯等については、入江・前掲注 1（30 頁以下）参照。

²¹ 起草委員会から招待を受けることにより出席が可能となった。これは法司法分野における日本とラオスの深い信頼関係に基づくものといえる。

²² 2018 年 10 月 4 日会議（本文第 1, 1 参照）におけるナロンリット氏（起草委員会内テクニカルグループリーダー）の発言。この発言の背景には、民法 A G も参加しての起草委員会会合（2018 年 8 月現地セミナー）において、日本の担保法制（民法典に加えて特別法の状況など）に関して意見交換を行ったことが挙げられる。以上の発言に対し、I F C より、「モダンな」民法典はビジネスシーンに適用できる条項を導入しているという指摘があったが、一般市民による利用の便宜をどうするかという問題に正面から応えるものではない（脚注 23 メモ参照）。

ない。さらに、I F C提案が登録の容易さという入口の問題を考慮しつつも担保権の実行手続や実効性に関する出口の問題をほとんど考慮していない点でI F Cの提案に問題があると考えられた²³。そして、草案検討会議などで起草委員会に対しこれらの考えを共有していった²⁴。

3 I F C提案を踏まえた改訂作業

以上を踏まえて、起草委員会は、I F C提案のうち採用できない部分と採用できる部分を峻別し、採用できる部分を民法典草案に反映させるため、日本側とともに慎重に検討した。具体的には以下のとおりである²⁵。

- (1) 前述（第1，3(2)ア）の、先取特権への支払以前に動産担保登録があればこれを優先させるべき（案A. 3. d），または、先取特権にも動産担保登録を要求すべき（案C. 2. b），という提案に対しては、現在のラオス政府の政策として、労働債権や国家の税収の確保は優先度が高いことにかんがみ、今後国会等を通じて慎重に議論すべき事項であるとして、直ちに採用し得ないとした。
- (2) 前述（第1，3(2)イ）の、動産と権利に関する担保の規定に関する修正を求める（案B. 1）という提案に対しては、まず、動産質（528条以下）の廃止を求める点につき、前述のとおり、一般市民間の取引の実情にかんがみ、採用し得ないとした。また、書類による質を残すか否かについても慎重に議論したが、社会実態にかんがみ規定を設けないと混乱を生ずるとの懸念から、担保登録システムの改善までは暫定的に規定しておくものとした（533条）。他方、権利質について、起草委員会は、証書化された権利のみを想定しているものではないとしてI F C提案を容れ、権利質の定義を改めるなど修正した（540条）。
- (3) 前述（第1，3(2)ウ）の、動産質、権利質及び動産抵当に関し優先関係を明確にすることを求める（案A. 2. a）という提案に対しては、523条²⁶で明確に優先関係が規定されているが、占有を要件とする動産質に関して第三者の権利との衝突を回避するため、念のため、「但し、優先関係についてはこの法典の523条の規定に従う」との規定を設けた（530条）。他方、権利質について、起草委員会は、前述のとおり証書化された債権以外の債権も広く含むものとした一方で、第三者對抗要件の規定を置かなかつた。この点は、将来の民法典改正における課題である²⁷。
- (4) 前述（第1，3(2)エ）の、担保に準ずる規定に関する削除・修正を求める（案A.

²³ 松尾弘教授（慶應義塾大学法科大学院，民法AG）作成メモ（2018年10月10日付）。

²⁴ なお、I F Cが示した **Strength of Legal Right** の帰結を詳細について分析したり、その支援手法に対して批評したりすることも考えられたが、目の前にあるラオス民法典草案を改善すること及び政府や国会議員の民法典に対する理解を促進することに焦点を当て、このような対応は取らなかった。

²⁵ 松尾弘教授作成「ラオス民法典草案に対するI F Cコメントに対する回答準備のためのメモ」、民法AGが参加しての起草委員会との協議（2018年5月現地セミナー）及び民法AGのコメントを参考に構成した。

²⁶ 民法典施行時には524条となる予定である（本稿執筆現在〔2019年10月末〕）。

²⁷ 入江・前掲注8（87頁）。

2. b, 案B. 2, 案B. 3, 案C. 3) という提案に対しては, 買戻特約付売買契約の目的物となる動産は担保登録制度によって担保登録しなければならない旨が規定された(427条4項)。サオスー契約における売主の地位は, 代金全額の支払いを受けるまで所有者であるから, 同契約における動産担保登録は不要であるとされた。他方, 割賦販売契約(408条)においては, サオスー契約と異なり, 所有権が買主に移転するため, 動産担保登録の規定を置くことは可能であったが, 起草委員会の判断により置かれなかった。

- (5) 前述(第1, 3(2)オ)の, 担保物に具体的な記載を要求しないよう求める(案A. 3. a)及び将来担保の設定が可能にするよう求める(案A. 3. b)という提案に対しては, 担保物の価額の記載はなくても良いこと, 記載額は鑑定が必要となる時価等ではなく当事者の合意した価額を記載することができることを明示した(522条)。
- (6) 前述(第1, 3(2)カ)の, 債権譲渡に関し債権の範囲の限定を削除するよう求める(案B. 4, 案C. 4)という提案に対しては, IFC提案を採用し, 「契約に基づく」という語を削除し, 債権譲渡の対象となる債権の範囲を広げた(401条1項)。債権譲渡禁止条項(同項)については, 日本側より善意の第三者に関する保護規定を提案したが, 理解が難しいとしてラオス側に受け容れられなかった。その結果, 従前のとおり例外規定のない形で債権譲渡禁止条項が置かれている。

第3 私見(結びに代えて)

- 1 法の支配構築の困難さ・複雑さの下では, その構築過程に関与するアクターが, どのような利害関係や動機で行動し, どのように対立, 協調, 妥協するかを動的な分析が重要である。そして, 法の支配の構築を目指す改革の成否は, 政府(政治的指導者)の政治的意思の存否が重要であると指摘されている²⁸。

本稿で紹介したケースでは, 起草委員会が極めて慎重かつ冷静に対処し, ラオス市民社会に適合した民法典を創出することに専念するとともに, ラオス政府も *Doing Business* にまで言及したIFC提案の影響を受けることなく, 起草委員会による民法典草案を承認した。この点, ラオスの政治的指導者において, ラオス社会に適合した法典創出という強い動機の下, 民法典草案が法律関係者等の慎重な意見聴取を経て起草された点の評価していたのかもしれないし, 準備期間を含めれば15年強に及ぶ日本による民法支援を重視して頂いたのかもしれない。はたまた, 本稿で紹介した事態が指導者の耳に入っていなかっただけかもしれない。いずれにしても, 日本がラオス政府及び起草委員会からの信頼を獲得し, 起草委員会と常に行動を共にしてきた点, そして, 起草委員会に対してIFC提案に対する議論を促進するとともに臨機応変に対応した点は適切であったと思料する。

²⁸ 志賀裕朗「第9章 開発と法の支配」木村宏恒監修『開発政治学を学ぶための61冊一開発途上国のガバナンス理解のために』129頁(明石書店, 2018年)

2 また、世界銀行は、90年代ころより、先進国の法制度をモデルとした「模範法制」を途上国に持ち込み、その結果、現地の法秩序との軋轢を生じさせてきた、とされる²⁹。そして、自らも、途上国自身の自発的な改革意思のない改革支援は有効ではなかったと分析している³⁰。しかしながら、Doing Business に対する影響を示唆しながら制度の導入を推進する本稿で紹介した I F C の支援手法も、改革意思のない改革を助長する点で同様の問題を孕んでいたと思われる³¹。

他方、日本による民事法分野の支援においては、日本と法体系を異にする英米法的な法制度の導入に関しても、当該国の意思や社会・経済状況等に応じて柔軟に検討することを忘れてはならない。ラオス側も将来的に動産登録システムを活用した担保制度の浸透を望んでおり³²、同システムの利用を前提とした特別法の整備や将来的な民法典の改正をも視野に入れて支援していくべきであると考えられる。

²⁹ 松尾弘『良い統治と法の支配—開発法学の挑戦』（日本評論社、2009年）、森嶋昭夫「ドナー間における支援の相克と日本の支援の整備」ICD NEWS 14号（2004年3月）40頁以下、志賀裕朗「第5章 開発と制度・制度改革」木村・前掲注28他

³⁰ 世界銀行（小浜裕久・富田陽子訳）『有効な援助—ファンジビリティと援助政策』（東洋経済新報社、1998年）

³¹ さらにいえば、支援実施者と評価者が同一である状況下において、評価に対する影響を示唆しながら支援を実施する手法の適切性についても疑問が残る。

³² 入江・前掲注8（90頁）。